

申請書等の電子メールによる提出の受付対象手続

道路法

第24条	道路管理者以外の者の行う工事の承認申請
第32条第1項	道路占用許可申請
第32条第3項	道路占用変更許可申請
第36条第1項	義務占用工事計画書の提出
第39条の3第1項	入札占用計画の提出
第39条の6第1項	入札占用計画の変更の認定の申請
第48条の5第1項	連結許可の申請
第48条の5第3項	連結許可施設の構造変更許可の申請
第48条の8第2項	連結許可等に基づく地位の承継の届出
第48条の9	連結許可施設の譲受の承認の申請
第48条の24第1項	歩行者利便増進計画の提出
第48条の27第1項	歩行者利便増進計画の変更認定の申請
第48条の29	認定計画提出者が有する地位の承継承認の申請
第48条の50	道路協力団体に対する道路管理者の承認等の協議

共同溝の整備等に関する特別措置法

第5条第2項	共同溝の建設に係る公益事業者の意見申出
第7条第1項	共同溝整備計画の作成に係る道路占用予定者の意見書の提出
第7条第3項	申請取下げに基づく共同溝整備計画の変更に係る占用予定者の意見書の提出
第12条第1項	共同溝占用許可申請
第13条	占用の申請の取下げ
第17条	占用許可に基づく権利・義務の譲渡に係る認可申請
第18条	公益物件敷設の事前届出

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

第4条第1項	電線共同溝の建設完了後の占用許可申請
第6条第2項	占用予定者の地位承継の届出
第8条第3項	電共増設に係る各種手続の準用
第11条第1項	占用予定者であった者以外の者による電線共同溝占用許可申請
第12条第1項	電線共同溝占用変更許可申請
第14条第2項	許可に基づく地位承継の届出
第15条	占用許可に基づく権利・義務の譲渡に係る承認申請

電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令

第7条第2項第1号	電線敷設工事の届出
-----------	-----------

その他

廃止、一般承継、名称変更、住所変更、緊急工事、試掘、占用物件の軽易な変更による届出